

2020-6 税務・労務・法務情報

コロナウイルスによる都市封鎖で企業活動に大きな影響を受けたことと思います。
しかし、とりあえずウイルスに感染せず、無事職場に復帰されたことに感謝ですね。

都市封鎖の延長により、各種報告期限が延長されております。以下、SECへの年次報告書の提出
についての取り扱いです。

2020年1月～4月決算月企業の年次報告書提出期限延長

すでに、2019年12月末決算企業については、6月末までの年次報告書提出期
限延長が公表されていますが、今回は1月～4月決算企業について以下の通り年次報告
書の提出期限延長を認めました。

1月末決算企業・・・	7月29日
2月末決算企業・・・	8月27日
3月末決算企業・・・	9月27日
4月末決算企業・・・	10月12日

2019年11月、12月決算企業の年次報告書提出

隔離措置延長に伴い報告期限が6月末まで延長されていますが、SEC登録番号の末
尾により提出期間が定められました。

末尾番号	提出期間
1と2	6月29日～7月10日
3と4	7月13日～7月17日
5と6	7月20日～7月24日
7と8	7月27日～7月30日
9と0	8月3日～8月7日

* 宅急便、郵送による提出も推奨しています。

* 6月29日以前であれば、末尾番号に拘わらず、提出可能。